

(様式3)

2023 依化ブ 第 551 号 3 葉中 1 葉
2023年11月2日

試験報告書

会社名 株式会社Y2K 様

住所 108-0073
東京都港区三田3-2-3-501

依頼品	CC-100 固定椅子
依頼事項	JIS1203.7.1 2 5 6 10 11 →いすの静的強度試験(座面、背もたれ)、いすの耐久性試験(座面、背もたれ)、いすの耐衝撃試験(座面、背もたれ)

2023年9月22日 付でご依頼のありました上記試験が終了したので報告いたします。

2023年11月2日

地方独立行政法人
東京都立産業技術研究センター理事長



- (注)
- 試験報告書の記載内容は、申込者が持参した試験品に対する試験報告であって、商品(材料、部品、製品等)全体の性能・効能等を保証するものではありません。
 - 依頼品欄および依頼事項欄は、申込者の申請に基づき記載したものです。
 - 本試験報告書の内容を広告等その他に掲載しようとする場合は、あらかじめ地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの承認を得てください。

1. 試験

1.1 試験体

依頼品：CC-100 固定椅子

申込者から提出された依頼品を試験体とした(図1)。



図1 試験体

1.2 試験方法

申込者との協議のうえ、JIS S 1203 : 1998 家具—いす及びスツール—強度と耐久性の試験方法に準拠して下記の条件にて試験した。なお、(1) (2) 座面と背もたれの静的強度試験および(3) (4) 座面と背もたれの耐久性試験は椅子の耐久性試験機(ジー・エス・イー株式会社製)を、(5) (6) 座面と背もたれの耐衝撃性試験は木質製品強度試験機SFDC-2/300-01(株式会社東京衡機試験機製)を使用した。

(1) 座面の静的強度試験 [JIS S 1203 7.1 試験区分3]

負荷位置決めジグによって決まる座面負荷位置及び座の前縁から100mm後方の位置のそれぞれに対して、座面当て板を用いて、1300 Nの垂直荷重を加えた(設定回数10回、設定保持時間10秒/回)。試験後、各部の異常の有無を調べた。

(2) 背もたれの静的強度試験 [JIS S 1203 7.2 試験区分3]

試験体が後方に移動しないように後方の脚の後ろをストップに当て、負荷位置決めジグによって決まる背もたれ負荷位置に、背もたれ当て板を用いて、背もたれに垂直に560 Nの荷重を加えた(設定回数10回、設定保持時間10秒/回)。なお、釣り合わせのため、負荷位置決めジグによって決まる座面負荷位置に、1300 Nの垂直荷重を加えた。試験後、各部の異常の有無を調べた。

次葉へ続く

(3) 座面の耐久性試験 [JIS S 1203 7.5 試験区分3]

負荷位置決めジグによって決まる座面負荷位置に、座面当て板を用いて、950 Nの垂直荷重を加えた（設定回数50 000回）。試験後、各部の異常の有無を調べた。

(4) 背もたれの耐久性試験 [JIS S 1203 7.6 試験区分3]

試験体が後方に移動しないように後方の脚の後ろをストッパに当て、負荷位置決めジグによって決まる背もたれ負荷位置に、背もたれ当て板を用いて、背もたれに垂直に330 Nの荷重を加えた（設定回数50 000回）。なお、釣り合わせのため、負荷位置決めジグによって決まる座面負荷位置に、950 Nの垂直荷重を加えた。試験後、各部の異常の有無を調べた。

(5) 座面の耐衝撃性試験 [JIS S 1203 7.10 試験区分3]

座面の上に発泡体を置き、負荷位置決めジグによって決まる座面負荷位置に、落下高さ180 mmの位置から、座面衝撃体（25 kg）を自由落下させた（設定回数10回）。試験後、各部の異常の有無を調べた。

(6) 背もたれの耐衝撃性試験 [JIS S 1203 7.11 試験区分3]

試験体が前方に移動しないように前方の脚の前にストッパを当て、背もたれ最上部の外側の中央位置に、角度38度から落下する衝撃ハンマ（6.5 kg）によって水平に打撃を加えた（設定回数10回）。試験後、各部の異常の有無を調べた。

2. 試験結果

(1) 座面の静的強度試験

試験後、わずかにがたつきが認められたが、使用上支障のある破損、変形は認められなかった。

(2) 背もたれの静的強度試験

試験後、使用上支障のある破損、変形は認められなかった。

(3) 座面の耐久性試験

試験後、使用上支障のある破損、変形は認められなかった。

(4) 背もたれの耐久性試験

試験後、使用上支障のある破損、変形は認められなかった。

(5) 座面の耐衝撃性試験

試験後、使用上支障のある破損、変形は認められなかった。

(6) 背もたれの耐衝撃性試験

試験後、わずかにがたつきが認められたが、使用上支障のある破損、変形は認められなかった。

以上